

令和6年度南九州市地域密着型サービス事業所等 集団指導

令和6年6月7日作成
南九州市長寿介護課
介護保険係

1. 指導・監査について
2. 経過措置期間を終了した R3 介護報酬改定における改定事項について
3. R6 介護報酬改定の主な項目について
4. 協力医療機関に関する届出書について《GH・地密特養》
5. ケアプランデータ連携システムについて
6. 電子申請・届出システムについて
7. 災害時の介護保険制度の運用について 《地密特養・GH・小多機・看多機》
8. 人員基準等に関する臨時的取扱いの廃止について
9. 外部評価の実施回数取扱いについて《GH・小多機・看多機》
10. 感染症に関するマニュアル等の改訂について
11. 総合事業の利用対象者について
12. 障害者控除認定の取扱いについて 《地密特養・GH・小多機・看多機》
13. 南九州市 Graffer スマート申請について
14. 住宅改修の手引きについて《小多機》
15. 鹿児島県からの情報提供
16. 同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについて
17. 介護人材確保事業について
18. 介護保険係からのお願い

1. 指導・監査について

事業所に対する指導・監督

介護保険法第23条に基づき、「介護保険制度運営の健全化」、「介護保険事業の継続性、安定性の確保」、「介護サービス利用者の利益保護」などの観点から、サービスの質の確保、保険給付の適正化及び高齢者虐待防止の徹底を目的にして運営指導を行うようになっていきます。

◎ 令和5年度運営指導について

●令和5年度運営指導実績

・認知症対応型共同生活介護	・・・6事業所
・地域密着型通所介護	・・・2事業所
・居宅介護支援	・・・4事業所
・介護予防・生活支援サービス事業所（総合事業）	・・・6事業所
	合計 18事業所

●運営指導結果

人員基準、設備基準及び運営基準等において、改善を求めた事項もありましたが、口頭指摘事項及び助言事項についても軽微なものであり、総体的には適正に運営等がなされていることを確認しました。

●指摘事項について

実際の指導において、改善する必要があると指摘した事項のうち、主なものは次頁のとおりです。

1 地域密着型サービス事業所

運 営 指 導	助 言	重要事項説明書について	<p>① 従業者体制の介護従事者の員数については、運営規定と異なるため揃えること。(員数については、日々変わりうるものであるため、「〇名以上」と記載することも差し支えない。)</p> <p>② 利用料内、加算について負担割合がどの割合であっても一律の金額であるような表記となっていたため1割の場合などと記載すること。単位数について、単位が誤っているため修正すること。</p> <p>③ 加算について、取得している加算が明記されていない、加算率が誤っているため修正すること。(算定は正しい金額となっていた) また、職員体制等によって変動する加算(処遇改善加算等)については、すべてを算定するような表記となっており誤解を招きかねないため改めること。</p> <p>④ 契約の終了について、「自立」を「非該当」に改めること。</p> <p>⑤ 行政機関その他苦情受付機関の情報(国保連の所在地等)に誤りがあったため、修正すること。</p> <p>⑥ 内容の変更を行う場合、改めて説明を行い、同意を得ること。同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。(ただし、変更内容が令和3年度介護報酬改定に係る、利用者負担額に関する事項のみの変更の場合は、事業者の事務負担の軽減の観点から、次の方法も可とする。変更となる基本単位や新たに算定する加算等、利用者負担額の変更が分かる書面を用いて懇切丁寧に説明し、利用者等に同意を得ること。なお、署名・捺印を得ることは任意とするが、説明し、同意を得て交付していることが分かるように記録を残すこと。)</p>
		パンフレットについて	<p>① 条件に「65歳以上の方」との表記があったため、削除すること。この表記では、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が対象外と誤解を招く可能性も否定できないため、表記内容を改めること。</p> <p>② 料金表について、算定する単位数が1回当たりか、1ヶ月当たりか記載がないため誤解を招かない表記に改めること。また、加算について、単位数が誤っていたため修正すること。</p> <p>③ 営業日、延長時間、利用者定員を、実態に即したものに訂正すること。</p>

運営指導	助言	掲示について	苦情相談窓口に誤りがあったため修正すること。
		衛生管理等について	① 脱衣所内に置いてある薬品等については、利用者の手の届かないところへ置くか、目隠しをするなど対処すること。 ② 共用くしの設置について、衛生管理上使用を控えることが望ましい。
		勤務体制の確保等について	従業員の秘密保持誓約書について、異動してきた従業員について事業所に保管がなかったため、速やかに対応すること。
		非常災害対策について	① 地域の実情に応じた訓練として、水害・土砂災害の場合の避難訓練については今年度中には実施の予定はなかったが、近隣の樹木の伐採などがあり、土砂災害など新たな災害が予測されるため、想定した訓練を行うこと。 ② 非常口前に入浴用の椅子が置かれていたため、常時置いているわけではないとのことであったが、避難経路を適切に確保すること。
		サービス担当者会議について	サービス担当者会議に、同法人の別事業所の職員が代理出席していた。辞令の発令又は同事業所内の職員の代理出席とすること。(調整が難しい場合は書面による照会でも可)
		地域密着型通所介護計画の作成について	① 当該計画の同意については、書面により確認されていたが、中には署名のみの書類があった。同意年月日も含めて同意を得ること。 ② 当該計画の目標期間については、原則居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)と連動させること(ケアプランの目標を超過してはならない)。
運営指導	口頭	勤務体制の確保等について	① 勤務表については、勤務時間数や兼務について一目で分かるよう記録を行い、計画と実績の照合ができるよう勤務状況の記録を行うこと。人員基準を満たしているかについても、定期的に確認を行うこと。 ② 各種研修について、法人全体の研修と事業所単独の研修とあるため、義務化されている研修について、回数を満たしているか確認が取れなかったため、一目で確認出来るよう改めることが望ましい。 ③ 職種・兼務の旨の記載された辞令が確認できなかったため、速やかに交付し、写しを保管すること。また、資格者証の写しの保管がなかったため、原本確認後、事業所で写しを作成し、原本を確認した旨の文言と確認者等の記名をし保管すること。

運営指導	口頭	掲示について	事故発生時の対応, 苦情処理の体制(事業所及び行政機関等), 避難経路などについて掲示がなかったため, 速やかに掲示すること。(なお, 避難経路については, 消火器の位置など提出された平面図と異なっていたため, 正しい場所を平面図で示すこと。)(前回指摘事項未改善)
		非常災害対策について	避難経路について掲示がなかったため, 速やかに掲示すること。
		秘密保持等について	事業所は従業員に対して, 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持が義務付けられているが, 一部の従業員においては, 秘密保持誓約書等を交わしていないものが見受けられたため, 速やかに対応すること。
		重要事項説明書について	規定事項に虐待防止措置, 非常災害対策及び第三者評価の実施状況(実施の有無, 実施した直近の年月日, 実施した評価機関の名称, 評価結果の開示状況)についても追記すること。
		各種マニュアルについて	法人で各種マニュアルは作成されているが, 事業所に設置していないため, 速やかに設置すること。(前回指摘事項未改善)
重点指導	助言	運営規程について	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用料(食材料費・共益費)について, 重要事項説明書と金額が異なっていたため修正すること。 ② 業務継続に向けた取り組み及び感染対策の強化については, 令和6年4月以降義務化となるため, 速やかに取り組むこと。 ③ 非常災害対策について, 訓練の回数が重要事項説明書と相違するため揃えること。 ④ 加算について, 表記が誤っていたため修正すること。

重点指導	助言	認知症対応型共同生活介護計画の作成について	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス計画書内、「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」欄について、被保険者証に記載がない場合は「なし」と記載すること。また、目標の期間について日付が誤っていたものが見受けられたため修正すること。 ② 利用者の同意について、家族の署名のみとなっているものが見受けられたため、代筆の場合は利用者名、代筆者氏名、続柄を記入すること。また、同意日がサービス開始後の日付となっているものが見受けられたが、ご家族の都合により来所が遅れたり、返送が遅れたり等の理由があるようなので、支援経過記録などにサービス開始前に利用者・家族から同意を得ていることが分かるよう経過を記録しておくこと。 ③ 利用者ごとにファイルを分けているもの、ユニットごとになっているものがあり、書類が混在していたため、インデックスを利用するなどし、整理すること。 ④ ケアプランについて、同意日の記入がないものや担当者会議の記録が不足しているものが見受けられたため、速やかに適切な対応をすること。
重点指導	口頭	運営規程について	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業者の職種、員数及び職務の内容について、各職種との兼務についても記載すること。 ② 従業者の員数について、事業所の実態に即したものに変更すること。 ③ 利用料については、利用者の負担割合についても記載すること。 ④ 運営推進会議の委員について、「地域包括支援センターの職員」を「市町村職員」へ改めること。 ⑤ 協力医療機関等について、協力体制がない種別の記載があったため削除すること。 ⑥ 記録の整備について、記録の保存については、「その完結の日から5年間」に修正すること。（前回指摘事項未改善） ⑦ 利用料その他の費用の額について、重要事項説明書と表記が異なっているため統一すること。 ⑧ 入退居のうち、退居の要件「自立」から「非該当」へ修正すること。

2 介護予防・生活支援サービス事業所

運営 指導	助 言	重要事項説明書について	通常の事業の実施地域を記載すること。また、当該地域に南さつま市の地域が含まれているが、苦情処理に置ける窓口機関に同地域の保険者が漏れていたため、追加すること。
		契約書について	① 利用者の負担割合に3割を追加すること。 ② 契約の終了について、「自立」ではなく利用者に通知される「非該当」と記載することが望ましい。
		介護予防サービス計画について	① 当該計画の課題や目標等が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下ケアプランと記載）の内容の転記のみの作成となっていた。ケアプランの内容に沿って、基準型通所介護予防における具体的な課題・目標等を検討することが望ましい。 ② 事業対象者の当該計画期間終了日をシステムの都合上、令和99年12月31日としていた。以下2点の理由により可能であれば終了日を空欄とすること（不可能であれば他の方法を検討すること）。
		指定介護予防支援事業者への報告について	利用者の状態やサービスの利用回数等の報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーに行っているとのことだが、報告漏れがないよう報告日等の記録も残しておくことが望ましい。
重点 指導	文 書	変更届の提出について	職員休憩室を静養室に変更していたが、変更届の提出がないので早急に提出すること。
		口 頭	重要事項説明書について

◎ 介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について

厚生労働省老健局長から令和4年12月28日付の通知以後に発出された事務連絡等に基づき、令和6年3月11日付で更新が必要な部分を改正するものです。改正概要一覧（別紙①）の箇所について、今回配布しましたとおり各種加算・減算適用要件等一覧の見直しがされています（別紙②）。定期的に内部チェックを行っていただき、適正な運営に努めていただきますようお願いいたします。なお、令和6年度の報酬改定に基づく通知は発出され次第お知らせします。

2. 経過措置期間を終了した R3 介護報酬改定における改定事項について

令和5年度末で経過措置期間を終了した令和3年度介護報酬改定における改定事項については（別紙③ R5.10.12 メール）、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、認知症介護基礎研修の受講義務付け、高齢者虐待防止措置の推進については全サービスを対象、口腔衛生管理の強化、栄養ケア・マネジメントの充実については施設系サービスを対象としております。

各事業所におかれましては、机上訓練・実地訓練による業務継続計画の見直し・感染症対策検討委員会・虐待防止検討委員会の開催及び研修の実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、認知症介護基礎研修について、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない方は必須となっています。令和6年度以降の新規入職者についても1年以内に受講が必要です。詳細につきましては鹿児島県のHPを参照してください。

3. R6 介護報酬改定の主な項目について

令和6年度介護報酬改定の全サービス共通・サービス別の主な改定事項は、配布したとおりです（別紙④、⑤）。算定要件の確認等につきましては、お問い合わせください。

4. 協力医療機関に関する届出書について《GH・地密特養》

令和6年度の介護報酬改定に伴い、協力医療機関と実効性のある連携体制を構築し、より適切な対応を行う体制を確保する観点から1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や取り決め内容等を指定権者に届け出る必要があります（別紙⑥）。なお、特養については3年以内に、要件を満たす協力医療機関を定めることが義務付けられていますので対応をお願いします。

また要件を満たす協力医療機関を確保できなかった場合でも、今後の計画を届出する必要がありますので、年度内に届出書を提出してください。なお、協力医療機関連携加算を算定する事業所は要件を満たしているか確認の上、速やかに届出を行ってください。参考として、介護保険最新情報内の協力医療機関・協力医療機関連携加算に関するQ&A（抜粋）を添付しています。

5. ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムについて、昨年度の集団指導以降にも Q&A の発出や導入後の費用対効果を診断できる「かんたんシミュレーションツール」の提供が行われています（別紙⑦ R6.2.1 メール）。国民健康保険中央会の HP 内でこれまでの Q&A や、利用者向けサイト「ヘルプデスクサポートサイト」も開設されております。導入検討の参考にしてください。

6. 電子申請・届出システムについて

厚生労働省では、介護サービスに係る指定・変更及び加算届出を含む報酬請求に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう「電子申請・届出システム」を令和4年度下半期より運用開始しています（別紙⑧）。現在の国の方針として、指定等に係る届出については原則電子での申請とされており、居宅介護支援・地域密着型・総合事業全ての事業所が対象です。システムの利用には法人・個人事業主向け共通認証システムである gBiz ID の取得や法務省「登記情報提供サービス」の活用が想定されています。

gBiz ID の取得は、書類審査があるため2週間程度時間を要します。本市でも来年1月からの稼働を予定しております。また、電子化に伴い令和6年4月より指定に関する様式が統一されています。電子申請・届出システムでの受付開始前も統一様式での提出をお願い致します。

7. 災害時の介護保険制度の運用について 《地密特養・GH・小多機・看多機》

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課より、令和5年6月19日付で災害時の運用について通知されています（別紙⑨ R5.6.22 メール）。これは介護保険施設等について、災害等やむを得ない事由による定員超過利用を認めるなど、災害時の取扱いを県が示したものです。これから台風・ゲリラ豪雨など発生しやすい時期になります。業務継続計画の見直し・防災訓練の実施を行い減災に備え、注釈を参照の上、利用者の個々の状態に応じて判断をお願いします。その他事例についても参考にしてください。

8. 人員基準等に関する臨時的取扱いの廃止について

厚生労働省老健局より、令和5年5月1日事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて通知がされていましたが、新型コロナウイルス感染症について通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することを踏まえ、別添に記載された部分を除

き、令和6年3月31日をもって第1報から第27報までの取扱いを廃止することとなっています（別紙⑩ R6.6.6 メール）。遺漏のないよう再度確認をお願いします。

9. 外部評価の実施回数の取扱いについて《GH・小多機・看多機》

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課より、令和2年8月21日付で外部評価の実施回数の緩和要件について（1）「過去に外部評価を5年間連続して実施していること（要領第4条(2)）」（2）緩和要件「運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していること（要領4条(2)イ）」この2つについて臨時的取扱いをする旨が通知されていますが、令和5年8月8日付でこの取扱いを終了しています（別紙⑪）。適用要件確認書の内容を満たせない場合、外部評価の実施回数を2年に1回とすることが出来ませんのでご注意ください。

10. 感染症に関するマニュアル等の改訂について

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課より、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者発生対応マニュアルの改訂について通知されています。令和5年6月27日付で第3版が作成されておりますので、鹿児島県のHPを参照してください。また、令和5年9月に介護保険最新情報Vol.1172・1173にて介護現場における感染対策の手引き（第3版）・「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」の見直しが行われておりますので確認をお願いします。

11. 総合事業の利用対象者について

令和6年3月19日付で通知しましたとおり（別紙⑫）、基準型訪問介護サービス、基準型通所介護サービス、緩和型デイサービスの事業所における利用対象者について、今までは「過去に要介護認定を受けたことがあるかどうか」が判断要件の1つになっている経緯がありました。令和6年4月以降、事業対象者となった者は過去に要支援認定を受けたことがあるかないかは関係なく、緩和型・基準型双方のサービスを利用可能とし、サービス種別及び回数についてはアセスメントに基づくケアマネジャーの判断によるものとしています。サービス事業所におかれましても今一度確認をお願いします。

12. 障害者控除認定の取扱いについて 《地密特養・GH・小多機・看多機》

令和4年4月25日付事務連絡にてお知らせしましたとおり、要介護認定申請書の様式を改め、事業所の皆様にも障害者控除認定の申請業務に御協力いただいておりますが、令和6年2月に居宅介護支援事業所の皆様へ発送に関するアンケート実施後、課内協議を行った結果、本年度より障害者控除認定について従来の申請方式に戻すことになりました。

令和6年4月以降は要介護認定申請書内の署名欄による申請の取扱いは終了することとし、これまでに署名をいただいた利用者も発送対象となりませんのでご注意ください。市民への広報は12月号掲載を予定しておりますが、新たに設けました電子申請（スマート申請）方式により随時受け付け中です。

13. 南九州市 Graffer スマート申請について

南九州市では申請の届出をスマートフォン・タブレット・パソコンから受け付けるスマート申請を全庁的に実施しています（別紙⑬）。申請にはGoogle・LINE・メールアドレス・gBizIDによるアカウント認証が必要です。また障害者控除認定申請以外の電子申請はマイナンバーによる電子署名を活用しています。申請から受付まで画面上で完結しますので、遠方の方などに御活用いただいております。必要に応じて利用者・家族への周知をお願いいたします。

14. 住宅改修の手引きについて《小多機》

住宅改修の手引きにつきましては、令和6年3月に改訂を行いました。変更については以下のとおりです。また、申請の際住環境や本人の状況の情報が少なく、聞き取りを要するケースが増えております。迅速な事前審査のため、手引きの内容を今一度確認の上改修をすすめていただくようお願いいたします。

【変更箇所】

- ・複数見積り後1社の見積り提出 ・幅員の見直し（600mm→800mmへ拡充）
- ・申請書の署名 ・見積書の押印不要 ・長尺の手すりの撮影方法
- ・住宅所有者が死亡している場合の取扱いの修正
- ・ホームページのURL変更

15. 鹿児島県からの情報提供

鹿児島県社会福祉協議会介護実習・普及センターより、鹿児島県介護生産性向上総合相談センター（愛称：かごロボ）を開設したと案内がありました。（別紙⑭ R6.5.30メール済）詳細につきましては、鹿児島県のHPに掲載されていますのでご確認ください。

また、鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課よりICT導入支援事業についても情報提供がありました。昨年度は9月頃事業所に対し募集をしていますが、今年度は募集時期を早めるとのことでしたので、検討されている事業所は、各自県のHPを参照いたします。

16. 同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについて

令和4年度の集団指導の際に、同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについて一度周知していますが、昨年度2パターンの好ましくない利用がありましたので、情報共有いたします。

（ケース1）

同居家族（子）が障害者手帳を持っているから（要介護認定なし）という事実だけで訪問介護の利用をしていた。子は障害者手帳を持っているが、実際に障害のサービスは利用しておらず、買い物も自身で行ける状態であったが（スーパーは徒歩圏内）、訪問介護にて被保険者の買い物支援をしていた。

（ケース2）

同居家族に要介護認定者がおり、その方の分まで訪問介護利用。本来であれば同居家族と按分での利用をする必要あり。

居宅介護支援事業所への集団指導においても同様の周知は行いますが、サービス事業所においても御留意いただきたいため、再度サービス内容の確認をお願いいたします。

17. 介護人材確保対策事業について

令和6年4月から介護人材確保対策事業として、介護職員初任者研修受講料補助事業及び介護職員等就職支援事業補助事業を実施します。介護職員等就職支援事業補助金については既に周知しておりますが（別紙⑮ R6.6.17メール）、事業所におかれましては、交付対象者にあたる介護職員等が在籍する場合は、手続きに御協力をお願いいたします。なお、申請期日がそれぞれ決まっていますので（就職した日から3月以内など）申請漏れのないようお願いいたします。

また、令和6年8月頃から介護職などの資格を持った方の募集を開始し、登録した人に、介護人材を探している事業所の情報提供を行います。対象者は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー2級）、介護支援専門員、看護師など資格を持ち、常勤に限らず短時間就労や週に1日の就労など、多様な勤務形態を希望している方です。すでに、市民の方々には広報誌の5月号に掲載し周知しています。事業所には、7月に介護人材を探している事業所の情報提供調査を予定していますのでご協力をお願いします。また、事業所の情報は8月頃から登録者へ提供予定です。

各事業所におかれましても、多様な働き方についての情報提供と雇用条件及び就労についてのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

18. 介護保険係からのお願い

現在介護保険係では、介護報酬・人員基準等、事業所からの問い合わせについては、お電話にて承っておりますが、今後は電子申請での対応のみとさせていただきます。

（申請方法については『13. 南九州市 Graffer スマート申請について』参照）

お急ぎの場合は、質問を送信の上、介護保険係までお電話ください。集団指導後、市HPの集団指導のページにリンク掲載予定です。窓口来庁による相談は事前に日時調整の上対応いたします。

●介護保険に関する質問（市内介護サービス事業所向け）

【市HP】ホーム>健康・福祉>高齢者福祉・介護>介護事業所の皆様へ>集団指導について

【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-minamikyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/kaigojigyousho-q>



【二次元コード】